

京都市告示第 57 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 27 年 4 月 2 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類                      市 道

供用開始の期日                告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
淀 1 号線	伏見区淀樋爪町108番地の7地先から	旧	メートル 16.70	メートル 2.35 ~ 3.00
	同町108番地の14地先まで	新	16.70	6.00 ~ 6.30

(建設局土木管理部道路明示課)